JAL CARGO
Japan Airlines Co.,Ltd.
NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637

JALCARGO-INFO-24-027
2024 年 12 月 23 日

お客様各位

日本航空株式会社

2025 年 1 月からの日本航空における危険物取扱について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。
2025 年 1 月 1 日発効の IATA 危険物規則書第 66 版(DGR)において一部規則が変更されます。この案内では、IATA DGR 第 66 版において特に注意が必要と考えられる規則の変更点について、また DGR 上の改定ではありませんが、弊社における危険物取扱に関する主な変更点について、下記のとおりお知らせいたします。今後とも安全な航空危険物輸送に向けてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 炭、活性炭の取扱（弊社における取扱の変更、緩和）
2013 年 11 月 15 日に発行した JALCARGO-INFO-13-022「炭（木炭等）及び活性炭の取扱いについて」において、航空危険物規則特別規定 A3 の要件を満たし、非危険物として輸送される炭（木炭等）及び活性炭を輸送する際には、危険性がないことを確認できる危険性評価証明書等の書類を AWB に添付いただくようお願いをしてまいりましたが、この度、当該の取扱を以下の通り変更いたします。
(1) 調理の為に燃やして使用する炭、エンジン等の内燃機関を作動させるために使用する炭、及びその他の**燃焼目的で使用する炭についてのみ**、危険性がないことを確認できる危険性評価証明書等の書類を AWB に添付いただきますようお願いいたします。
(2) **前述以外の炭、活性炭**については、紀州備長炭、名護パイン炭、能勢菊炭の包装物に貼付された専用のシールで安全性が確認できるものを除き、非危険物として輸送する場合には、**製品データシート（SDS）**を AWB に添付いただきますようお願いいたします。

上記変更をもちまして、2013 年 11 月 15 日に発行した JALCARGO-INFO-13-022「炭（木炭等）及び活性炭の取扱いについて」は無効とさせていただきます。

2. Airwaybill 上の “Dangerous goods as per attached DGD” 文言使用不可
危険物申告書が必要な危険物は、Airwaybill（AWB）の Handling Information 欄に “Dangerous Goods as per associated Shipper’s Declaration” 又は “Dangerous Goods as per associated DGD”の記載が求められますが、“Dangerous Goods as per attached Shipper’s Declaration” または “Dangerous Goods as per attached DGD” と記載することも 2024 年 12 月 31 日まで認められています。（IATA DGR 第 65 版（2024 年版）の 8.2.1 Note 参照）
2025 年 1 月 1 日をもちまして”..attached..” の文言の使用期間は終了し、”Dangerous Goods as per associated Shipper’s Declaration” または “Dangerous Goods as per associated DGD” の記載のみが認められることとなります。この移行期間の終了に伴い、IATA DGR 第 66 版では 8.2.1 Note は削除となります。
2025 年 1 月 1 日以降、もし AWB 上の文言が **“Dangerous Goods as per attached Shipper’s Declaration” 又は “Dangerous Goods as per attached DGD” と記載されていましたら、弊社では書類の不備として取り扱います**ので、ご注意をお願いいたします。

3. リチウム電池の輸送に係る規則について

①国連規格容器が不要なリチウム電池の包装について、以下の「積み重ね要件」の規定が追加されます。（既に規定化されていた包装基準 965・968 Section IB を除く）

(1) セル又は組電池の個々の包装物、又は完成した包装物は、それらの包装物と同一の物を、テストの為のサンプルを含み、高さ 3 メートルまで積み重ねたのと同一の力を 24 時間与えたとしても、そこに含まれるセル又は組電池に損傷が生じることがなく、又、有効性が減じることがないように耐えることが出来なければならない。

(2) 容器の有効性は、試験、審査、又は経験によって証明出来る。

以下の表にある通り、2025 年 1 月 1 日以降、全ての種別・形態のリチウム電池の包装で、積み重ね要件を満たすことが必須となります。

種別	輸送形態	包装基準	Section	国連規格容器	積み重ね要件	積み重ね要件が既存又は新規
リチウムイオン電池	電池の単体輸送(CAO)	965	Section IA	必要	有り（国連規格容器の規定に含まれている。）	既存の規定
			Section IB	不要	有り	既存の規定
	機器同梱	966	Section I	必要	有り（国連規格容器の規定に含まれている。）	既存の規定
			Section II	不要	有り	新規定
	機器組み込み	967	Section I	不要	有り	新規定
			Section II	不要	有り	新規定
リチウム金属電池	電池の単体輸送(CAO)	968	Section IA	必要	有り（国連規格容器の規定に含まれている。）	既存の規定
			Section IB	不要	有り	既存の規定
	機器同梱	969	Section I	必要	有り（国連規格容器の規定に含まれている。）	既存の規定
			Section II	不要	有り	新規定
	機器組み込み	970	Section I	不要	有り	新規定
			Section II	不要	有り	新規定

②リチウムイオン電池で駆動する車両に対して、新たな UN 番号、正式輸送品目名が割り当てられます。
これまで電池の種類を問わず、電池で駆動する車両には UN3171 Battery-powered vehicle（電池で駆動する乗り物）が割り当てられていましたが、2025 年 1 月 1 日以降、リチウムイオン電池で駆動する車両には **UN3556 Vehicle, lithium ion battery powered**（リチウムイオン電池で駆動する乗り物）が割り当てられ、従来の UN3171 Battery-powered vehicle は使用できなくなります。包装基準は従来と変わらず、包装基準 952 が適用されます。
ただ、当該変更には移行期間が設定され、2025 年 3 月 31 日までの間は、リチウムイオン電池で駆動する乗り物に対して UN3171 Battery-powered vehicle を割り当てることができます。

③リチウムイオン電池の輸送において充電率（SoC）の規定が追加されます。
これまで、リチウムイオン電池の充電率（SoC）を定格容量の 30%以下に抑えることが、リチウムイオン電池単体の輸送（Cargo Aircraft Only、CAO）においてのみ必須とされていましたが、2025 年 1 月 1 日以降、その他の輸送形態においてもSoCの規定が追加となります。輸送形態・包装基準ごとの適用開始日、必須・推奨の別、SoC上限については以下の表をご参照ください。

使用される電池	輸送形態	包装基準	Section	必須/推奨（2025年）	必須/推奨（2026年以降）	充電率(SoC)の上限
リチウムイオン電池	車両に組み込んで輸送	952	Sectionなし（ワット時定格値100Wh超）	推奨	必須	定格容量の30%以下、又は表示された電池の容量の25%以下
			Sectionなし（ワット時定格値100Wh以下）	推奨	推奨	定格容量の30%以下、又は表示された電池の容量の25%以下
	電池の単体輸送(CAO)	965	Section IA	必須	必須	定格容量の30%以下
			Section IB	必須	必須	定格容量の30%以下
	機器同梱	966	Section I	推奨	必須	定格容量の30%以下
			Section II（ワット時定格値2.7Wh超）	推奨	必須	定格容量の30%以下
			Section II（ワット時定格値2.7Wh以下）	推奨	推奨	定格容量の30%以下
	機器組み込み	967	Section I	推奨	推奨	定格容量の30%以下、又は表示された電池の容量の25%以下
			Section II	推奨	推奨	定格容量の30%以下、又は表示された電池の容量の25%以下

参考までとなりますが、2025 年のリチウム電池の取り扱い一覧表を添付致します。

[別添]
添付-1：リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)
添付-2：リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

4. その他

本案内に関するお問い合わせは、以下メールアドレスまでお願い致します。
webmastercargo@jal.com

以上

リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

JAL CARGO

発行日: 2012年11月
(2025年1月改定)

備考: 青文字の部分が2025年1月の変更

リチウムイオン電池の梱包形態は？

電池のみを収納している(PI965)

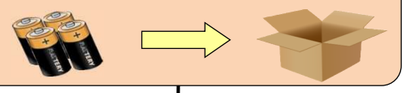

旅客機での輸送禁止

［ワット時定格値］
・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

Yes → Section IA
No → Section IB

UN3480 PI965	Section IA	Section IB
制限	1包装物あたりの正味量: 35kg 充電率は定格容量の30%まで	1包装物あたりの正味量: 10kg 充電率は定格容量の30%まで
危険物申告書	必要	必要
運送状(AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"および"Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"および"Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング【備考2】	1. 電池用第9分類ラベル およびCAOの取り扱いラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池用第9分類ラベル 、CAOの取り扱いラベル、および電池マークが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要
容器	包装等級Ⅱの要件を満たす、国連規格容器が必要	1.国連規格容器は要求されないが、電池を収納する包装物は1.2mの落下試験に合格したものでなければならない。 2.包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可
IMP CODE	RBI	RBI

機器と電池が同梱 (PI966)

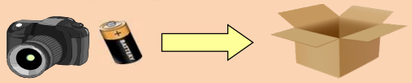

［ワット時定格値］
・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

Yes → Section I
No → Section II

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合:35kg 充電率は定格容量の30%まで(2025年は推奨規定、2026年は必須規定)	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg 充電率は定格容量の30%まで(2025年は推奨規定。2026年はワット時定格値2.7Wh超の場合は必須規定、2.7Wh以下の場合は推奨規定)
危険物申告書	必要	不要
運送状(AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966"の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)
ラベリング・マーキング【備考2】	1. 電池用第9分類ラベル が必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池マークが必要 2. PI966 Section IIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)
国連容器	以下のいずれかの方法による国連規格容器が必要 1. 電池を内装容器に完全に入れ、それを包装等級Ⅱの性能基準を満たす容器に収納し、それから機器と同梱して、強くて頑丈な外装容器に収納する。 2. 電池を内装容器に完全に収納し、それから機器と共に包装等級Ⅱの性能基準を満たす容器に収納する。	1. 国連規格容器は要求されないが、電池を収納する包装物は1.2mの落下試験に合格したものでなければならない。 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。 3. 電池を内装容器の中に完全に収納し、強くて頑丈な外装容器に収納、又は機器と共に強くて頑丈な外装容器に収納しなければならない。
オーバーパック	DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2.(1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能
IMP CODE	RLI	ELI

電池が機器に組み込まれている (PI967)

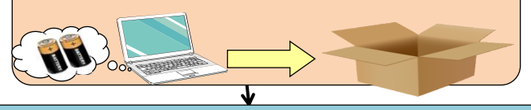

［ワット時定格値］
・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

Yes → Section I
No → 機器(回路基板を含む)に内蔵された電池がボタン電池のみである。

機器(回路基板を含む)に内蔵された電池がボタン電池のみである。
Yes → Section II
No → 航空運送状ないしHAWBあたりの機器組み込みのリチウムイオン電池を含む包装物の個数が3個以上

航空運送状ないしHAWBあたりの機器組み込みのリチウムイオン電池を含む包装物の個数が3個以上
Yes → Section II
No → 包装物当たりの電池の個数が、
・セルの場合： 5個以上
・組電池の場合： 3個以上

包装物当たりの電池の個数が、
・セルの場合： 5個以上
・組電池の場合： 3個以上
Yes → Section II
No → Section II

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg 充電率は定格容量の30%まで、又は表示された電池の容量の25%まで(推奨規定)	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg 充電率は定格容量の30%まで、又は表示された電池の容量の25%まで(推奨規定)	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg 充電率は定格容量の30%まで、又は表示された電池の容量の25%まで(推奨規定)
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状(AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967"の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)	記載不要 (AWB に Section II の記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング【備考2】	1. 電池用第9分類ラベル が必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池マークが必要 2. PI967 Section IIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	不要
容器	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。
オーバーパック	DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2(1)包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2)それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2(1)包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2)それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能	可能
IMP CODE	RLI	ELI	−

【備考1】携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー等)、リチウムイオン電池で作動するJump Starter、Smart Luggage(リチウム電池を内蔵・装着した手荷物)については、電池単体としての性質を強く持つことから 包装基準965が適用される。

【備考2】電池用第9分類ラベル、CAOラベル、電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。

【備考3】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。
但し、機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン電池は対象外とする。

リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3090, UN3091)

備考：青文字の部分が2025年1月の変更点

JAL CARGO

発行日：2012年11月
（2025年1月改定）

リチウム金属電池の梱包形態は？

電池のみを収納している(PI968)

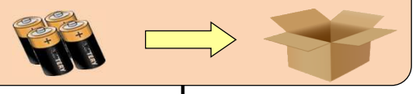

旅客機での輸送禁止

［リチウム金属の含有量］
・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が総計2gを超えるか？

Yes → Section IA
No → Section IB

UN3090 PI968	Section IA	Section IB
制限	1包装物あたりの正味量：35kg	1包装物あたりの正味量：2.5kg
危険物申告書	必要	必要
運送状（AWB）	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング【備考1】	1. 電池用第9分類ラベルおよびCAOの取り扱いラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、および電池マークが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要
容器	包装等級Ⅱの要件を満たす、国連規格容器が必要	1.国連規格容器は要求されないが、電池を収納する包装物は1.2mの落下試験に合格したものでなければならない。 2.包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可
IMP CODE	RBM	RBM

機器と電池が同梱（PI969）

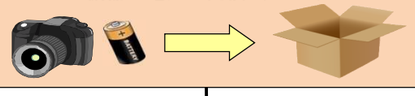

［リチウム金属の含有量］
・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が総計2gを超えるか？

Yes → Section I
No → Section II

UN3091 PI969	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合：5kg ・貨物機の場合：35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合：5kg ・貨物機の場合：5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状（AWB）	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969"の文言 （異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。）
ラベリング・マーキング【備考1】	1. 電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池マークが必要 2. PI969 Section IIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)
国連容器	以下のいずれかの方法による国連規格容器が必要 1. 電池を内装容器に完全に入れ、それを包装等級Ⅱの性能基準を満たす容器に収納し、それから機器と同梱して、強くて頑丈な外装容器に収納する。 2. 電池を内装容器に完全に収納し、それから機器と共に包装等級Ⅱの性能基準を満たす容器に収納する。 (さらに、旅客機輸送の場合、非可燃性および非導電性の緩衝材および金属製の中間容器または外装容器の使用が必要)	1. 国連規格容器は要求されないが、電池を収納する包装物は1.2mの落下試験に合格したものでなければならない。 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。 3. 電池を内装容器の中に完全に収納し、強くて頑丈な外装容器に収納、又は機器と共に強くて頑丈な外装容器に収納しなければならない。
オーバーパック	DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2.(1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能
IMP CODE	RLM	ELM

電池が機器に組み込まれている（PI970）

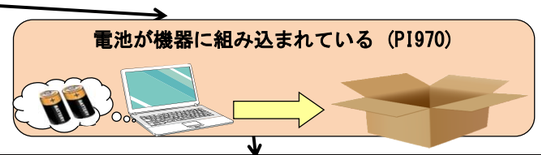

［リチウム金属の含有量］
・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が総計2gを超えるか？

Yes → Section II
No → 機器（回路基板を含む）に内蔵された電池がボタン電池のみである。

機器（回路基板を含む）に内蔵された電池がボタン電池のみである。
Yes → Section II
No → 航空運送状ないしHAWBあたりの機器組み込みのリチウム金属電池を含む包装物の個数が3個以上か？

航空運送状ないしHAWBあたりの機器組み込みのリチウム金属電池を含む包装物の個数が3個以上か？
Yes → Section II
No → 包装物当たりの電池の個数が、
・セルの場合：　5個以上
・組電池の場合：　3個以上

包装物当たりの電池の個数が、
・セルの場合：　5個以上
・組電池の場合：　3個以上
Yes → Section II
No → Section II

UN3091 PI970	Section I	Section II	Section II
制限	電池あたりのリチウム金属の含有量 ・セルの場合　：　12g以下 ・組電池の場合：500g以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合：　5kg ・貨物機の場合：35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合：　5kg ・貨物機の場合：　5kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合：　5kg ・貨物機の場合：　5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状（AWB）	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD"の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970"の文言 （異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。）	記載不要 （AWB に Section II の記述をしてはならない）
ラベリング・マーキング【備考1】	1. 電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池マークが必要 2. PI970 Section IIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	不要
容器	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を(テストの為のサンプルを含み)高さ3mまで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に24時加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。
オーバーパック	DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2(1)包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2)それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。	1. DGR第5章、第7章に記されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2(1)包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2)それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能	可能
IMP CODE	RLM	ELM	–

【備考1】電池用第9分類ラベル、CAOラベル、電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考2】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。
但し、機器（回路基板を含む）に組み込まれたボタン電池は対象外とする。